

見附市地域公共交通計画の一部修正について

1. 利便増進計画の策定にあたり、地域公共交通計画に記載が必要になることから追記をするもの。
2. 修正箇所について
利便増進計画にて策定をする箇所について
 1. 路線バスの再編によるデマンド型乗合タクシーの運行について
⇒P58、②路線バスの利便性向上 - 2 ニーズを踏まえた運行内容の見直し
 2. デマンド型乗合タクシーからコミュニティバスへの乗り継ぎ運賃について
⇒P73 ⑮持続可能な運航に向けた収入源の確保 - 1 適正な運賃の在り方検討
 3. 路線バスのキャッシュレス化
⇒P68 ⑫利用しやすい情報提供や決済システムの整備 - 2 電子決済の導入検討
 4. デマンド型乗合タクシーの web 予約対応
⇒P59 ③デマンド型乗合タクシーの利便性向上 -
2 効率的で持続可能な運行内容への見直し
 5. 夜間の公共交通を補完するための新たな交通モードの導入
⇒P60 ④夜間の移動サービスの確保 -
1 夜間の移動サービスの確保に向けた実証及び検討
3. フィーダー計画内においてバス購入の補助を申請するにあたり計画本体に記載が必要であることから、バス購入について記載をする。
⇒P53 コミュニティバスの必要性